

第9回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 15番, 16番)

開催期日 平成30年3月29日

第9回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 平成30年3月29日(木) 9時30分

場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉田 寿栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 藤 沢 祐 之

本日の出席委員

1 番 藤 田 淳	1 1 番 亀 田 孝
2 番 中 島 信 之	1 3 番 長 谷 川 誠
3 番 大 畠 政 勝	1 4 番 木 内 浩 一
4 番 鳥 村 正 行	1 5 番 田 村 俊 彦
6 番 塚 本 政 紀	1 6 番 川 崎 浩 彦
7 番 長 尾 卓 也	1 7 番 小 川 信 一
8 番 寺 雅 彦	1 8 番 吉 田 寿 栄
9 番 平 田 善 治	

本日の欠席委員

5 番 笹 谷 和 広	1 2 番 清 水 哲 雄
1 0 番 桂 一 照	

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局長	吉川 道也
〃	事務局参与	藤沢 祐之
〃	事務局員	名内 隆
〃	事務局員	仁平 竜太

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第19号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
5	報告第20号	農地法第18条第6項の規定による通知について
6	報告第21号	農地のあっせん成立について
7	報告第22号	平成29年度農地部会活動報告及び平成30年度活動計画について
8	報告第23号	平成29年度農政部会活動報告及び平成30年度活動計画について
9	報告第24号	平成29年度運営委員会活動報告及び平成30年度活動計画について
10	議案第30号	農地法第3条の規定による許可申請について
11	議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請について
12	議案第32号	農用地利用集積計画（案）について
13	議案第33号	農地のあっせんについて
14		農業団体等報告事項

(事務局長)

全員ご起立願います。「礼」ご着席ください。

第9回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員15名、欠席委員3名、笹谷委員、桂委員、清水委員から欠席との報告を受けております。

栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

(会長)

委員の皆様も7月から案件をこなされ、徐々に農業委員会活動にも慣れてきたかと存じますが、3月となり、年度替わりとなりました。心新たに委員活動に邁進願いたいと思います。それでは早速、総会を始めたいと思います。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、15番田村委員、16番川崎委員を指名いたします。よろ

しくお願いします。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。2月27日、第3回農政部会及び第3回農地部会が開催されました。3月2日から16日まで、平成30年第1回栗山町議会定例会が開催され、吉田会長が出席しました。9日、第3回運営委員会が開催されました。16日、新年度予算政策懇談会が開催され、吉田会長が出席しました。20日、青山悟氏北海道産業貢献賞受賞祝賀会が開催され、吉田会長が出席しました。同日、栗山町農畜産物対策推進協議会役員総会が開催され、吉田会長、小川代理が出席しました。同日、平成29年度栗山町青年農業賞表彰式が開催され、吉田会長が出席しました。22日、現地調査を、中島委員、寺委員、川崎委員で実施しました。以上です。

日程4 報告19号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第19号 農地の使用貸借契約の解約の通知について、下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は1件となります。

番号1 所在 字〇〇766番地2 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積 1,921 m² 1筆でございます。利用状況は普通畑として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 平成25年12月30日 契約期間 平成25年12月30日から平成35年12月30日 解約通知日 平成30年3月5日 通知者 貸主 字〇〇766番地1 〇〇〇〇 借主 〇〇3丁目98番地 〇〇〇〇 となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借及び転貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第18条第6項の規定により通知があったので報告する。今回は6件でございます。

番号1 所在 字〇〇〇647番地の内 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積2,029㎡1筆でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成26年1月31日 契約期間 平成26年1月31日から平成35年11月30日 解約通知日 平成30年2月27日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇〇238番地4 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇130番地5 〇〇〇〇 〇 となっております。

番号2 所在 字〇〇29番地69 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積8,722㎡他3筆計4筆31,461㎡全筆畑でございます。利用状況は普通畑として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成25年3月29日 契約期間 平成25年3月29日から平成35年11月30日 解約通知日 平成30年3月12日 通知者 賃貸人 栗山町〇〇4丁目47番地2 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇29番地 有限会社 〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇 となっております。

番号3 所在 字〇〇545番地 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積3,619㎡他3筆田3筆47,899㎡ 畑1筆3,619㎡ 計4筆51,518㎡でございます。利用状況は水田及び普通畑として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成23年10月31日 契約期間 平成23年10月31日から平成33年11月30日 解約通知日 平成30年3月16日 通知者 賃貸人 受任者 栗山町〇〇3丁目252番地 一般財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 委任者 栗山町字〇〇544番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇363番地 〇〇〇〇 となっております。

番号4 所在 字〇〇414番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積9,752㎡他9筆田6筆54,620㎡ 畑4筆3,095㎡ 計10筆57,715㎡でございます。利用状況は水田及び普通畑として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成27年11月30日 契約期間 平成27年11月30日から平成37年11月30日 解約通知日 平成30年3月19日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇419番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇35番地 有限会社 〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 となっております。

番号5 所在 字〇〇23番地2 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積2,745㎡1筆でございます。利用状況は普通畑として利用。契約内容 転貸借 契約年月日 平成20年10月30日 契約期間 平成20年10月30日から平成30年11月30日 解約通知日 平成30年3月19日 通知者 賃貸人 栗山町〇〇3丁目252番地 一般財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇

〇〇 賃借人 栗山町字〇〇21番地1 〇〇〇〇 となっております。

番号6 所在 字〇〇23番地2 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積2,745㎡1筆でございます。利用状況は普通畑として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成20年10月30日 契約期間 平成20年10月30日から平成30年11月30日 解約通知日 平成30年3月19日 通知者 賃貸人 栗山町〇〇284番地5 〇〇〇〇 賃借人 栗山町〇〇3丁目252番地 一般財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 報告第21号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第21号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は8件でございます。

番号1 申出者 栗山町字〇〇〇891番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇898番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇〇938番地2 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積5,333㎡1筆でございます。成立年月日 平成30年3月16日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員・鳥村委員でございます。

番号2 申出者 〇〇市〇区〇〇〇〇〇9丁目2番16号 〇〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇470番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇〇659番地2 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積7,005㎡他3筆 田1筆7,005㎡ 畑3筆17,012㎡ 計4筆24,017㎡でございます。成立年月日 平成30年3月8日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員・塚本委員でございます。

番号3 申出者 栗山町字〇〇〇975番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇470番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇〇123番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積7,084㎡他3筆 計4筆11,219㎡全筆畑でございます。成立年月日 平成30年3月8日 売買価格 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委

員・塚本委員でございます。

番号4 申出者 栗山町字〇〇〇975番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇926番地1 〇〇〇〇
〇 対象農地所在 字〇〇〇127番地9 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積1,120㎡他
3筆田3筆14,779㎡ 雑種地1筆47㎡ 計4筆14,826㎡でございます。成立年月日 平成30年3
月8日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じ
まして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員・塚本委員でございま
す。

番号5 申出者 栗山町字〇〇152番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇21番地3 〇〇〇〇 対
象農地所在 字〇〇1710番地 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積7,904㎡1筆でござ
います。成立年月日 平成30年3月16日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を
乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村委員・藤田委員でござ
います。

番号6 申出者 栗山町〇〇4丁目25番地5 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇58番地 〇〇〇〇
対象農地所在 字〇〇243番地1 地目につきましては 公簿が畑、現況が田 面積3,582㎡他8筆計
9筆21,521㎡全筆田でございます。成立年月日 平成30年3月1日 売買価格 10aあたり 田
〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、川
崎委員・長尾委員でございます。

番号7 申出者 栗山町字〇〇3番地 〇〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇21番地1 〇〇〇〇 対
象農地所在 字〇〇132番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積1,786㎡他9筆 田
5筆22,623㎡ 畑5筆1,881㎡ 計10筆24,504㎡でございます。成立年月日 平成30年3月8日
売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対
価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員・清水委員でございます。

番号8 申出者 栗山町字〇〇3番地 〇〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇145番地 〇〇〇 対象
農地所在 字〇〇141番地2 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積399㎡1筆でございま
す。成立年月日 平成30年3月8日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じま
して 対価 〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員・清水委員でございます。以
上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ござい
ませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程7 報告第22号「平成29年度農地部会活動報告及び平成30年度活動計画について」農地部会より報告をお願いします。

(1番 藤田農地部会長)

報告第22号 平成30年3月29日 農業委員会 会長 吉田寿栄 様 農業委員会農地部会部会長 藤田 淳 平成29年3月30日 第33回農業委員会総会において報告いたしました農地部会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 平成29年7月20日 部会体制の協議について 第1回 平成29年8月30日 利用状況調査及び農地パトロールについて 平成29年10月4日から10月6日 利用状況調査及び農地パトロールの実施 第2回 平成29年11月29日 農地パトロールの実施結果について・農地利用意向調査について・あっせんチェックシートについて 第3回 平成30年2月27日 平成29年度活動報告及び平成30年度活動計画について・平成29年度遊休農地の取り扱いについて 2. 活動結果については別紙のとおりとなります。

平成29年度 農地部会活動報告 1. 農地流動化意向調査の実施 ・農地流動化の意向調査について、一般財団法人 栗山町農業振興公社との連名で2月に実施した。2. 遊休農地（耕作放棄地）解消対策の実施 ・第1回農地部会にて「農地パトロール（利用状況調査）」の実施内容及び日程協議の結果に基づき、10月4日から6日の3日間にわたり農地パトロール（利用状況調査）について現地調査を行い、地区担当農業委員と事務局により指導対象農地（遊休農地）の区分を行った。3. 農地パトロール（違反転用・不法投棄） ・2の「利用状況調査」と併せ、農地パトロールとして無断転用及び不法投棄等の調査を実施した。4. 農地の利用調整、あっせん活動の推進 ・農地の利用調整については、農地の賃貸借を中心に継続・新規ともスムーズに行われた。あっせん活動についても、特に問題なく処理された。・あっせん等に係るチェックシートについて協議を行い試験運用を実施した。

平成30年度 農地部会活動計画 1. 農地流動化意向調査の実施 2. 遊休農地解消対策の実施 3. 農地パトロール（違反転用・不法投棄） 4. 農地の利用調整、あっせん活動の推進 <両部会共通事項> □一般財団法人 栗山町農業振興公社との連携 □新規就農支援活動 □農業者年金の新規加入促進 □担当地区農家との情報交換及び相談業務 □農業新聞の普及活動 となっております。

(議長)

ありがとうございます。只今、農地部会より平成29年度の活動報告、平成30年度の活動計画について報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 8 報告第 23 号「平成 29 年度農政部会活動報告及び平成 30 年度活動計画について」農政部会より報告をお願いします。

(2 番 中島農政部会長)

報告第 23 号 平成 30 年 3 月 29 日 農業委員会 会長 吉田 寿栄 様 農業委員会農政部会
部会長 中島 信之 平成 29 年 3 月 30 日 第 33 回農業委員会総会において報告いたしました農
政部会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。

1. 審査年月日 第 1 回 平成 29 年 7 月 20 日 農産物作況調査(視察)の実施について 第 2 回 平
成 29 年 11 月 27 日 新規就農認定について 第 3 回 平成 30 年 2 月 27 日 平成 29 年度活動
報告及び平成 30 年度活動計画について 2. 活動結果 別紙のとおりとなります。

平成 29 年度 農政部会活動報告 1. 担い手及び後継者対策、新規就農者の育成・受け入れ体制の
充実強化 ・一般財団法人 栗山町農業振興公社との連携により、新規就農研修者及び研修受入先の状
況を把握するとともに各地域内での調整に努めた。・11 月 27 日開催の第 2 回部会において、新規就
農者である〇〇〇〇/〇〇さん夫妻と〇〇〇〇/〇〇〇〇さん夫妻との面談を行い就農認定した。・1 月 26
日～27 日 新農業人フェア—in 大阪が大阪市で開催され、鳥村委員、長谷川委員が出席した。・2 月
9 日～10 日 新農業人フェア—in 東京が東京都で開催され、吉田会長、藤田委員が出席した。・2 月
23 日～24 日 マイナビ就農相談会が福岡市で開催され、小川代理、木内委員が出席した。2. 農業
者の意向把握と認定農業者の掘り起こし活動 ・2 月に一般財団法人 栗山町農業振興公社と連名によ
る「栗山町農地利用意向調査」を実施した。3. 農作物作況視察の実施 ・8 月 9 日 水稻(普及セン
ター試験圃場)、施設園芸(〇〇〇〇氏圃場)の視察を行った。4. 各種農業施策の研修 ・11 月 7 日
月形町で開催された地区別農業委員等研修会へ参加した。・1 月 25 日 札幌市で開催された農業委員
会活動強化研修会へ参加した。5. その他農政活動に関すること ・11 月 14 日～24 日 一般財
団法人 栗山町農業振興公社との連携により「農業者等との意見交換会」を町内 23 箇所で開催した。

平成 30 年度 農政部会活動計画 1. 担い手及び後継者対策、新規就農者の育成・受け入れ体制の
充実強化 2. 農業者の意向把握と認定農業者(地域の担い手)の掘り起こし活動 3. 農業施策に関
する関係機関への陳情要請活動 4. 農作物作況視察の実施 5. 各種農業施策の研修 6. その他農
政活動に関すること また、両部会共通事項については農地部会と同様となります。

(議長)

ありがとうございます。只今、農政部会より平成 29 年度の活動報告、平成 30 年度の活動計画につ

いて報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程9 報告第24号「平成29年度運営委員会活動報告及び平成30年度活動計画について」運営委員会より報告をお願いします。

(14番 木内運営委員長)

報告第24号 平成30年3月29日 農業委員会 会長 吉田 寿栄 様 農業委員会運営委員会委員長 木内 浩一 平成29年3月30日 第33回農業委員会総会において報告いたしました運営委員会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第1回 平成29年7月20日・委員の担当地区について 第2回 平成29年10月30日 ・道外研修計画について 第3回 平成30年3月14日 ・平成29年度活動報告及び平成30年度活動計画について・平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について・平成30年度農業委員会総会日程について 2. 活動結果は別紙のとおりとなります。

平成29年度 運営委員会活動報告 1. 農業委員会研修の開催・地区別農業委員等研修会が11月7日に「月形町」において開催され、7名が参加した。・農業委員会活動強化研修会が1月25日に「札幌市」において開催され、5名が参加した。 2. 農業関係団体等との情報交換・栗山町農業5団体の交流会が10月13日に開催され、16名が参加した。・栗山町農業振興公社との連携により農業者等との意見交換会を11月14日～24日に町内23箇所で開催し、各地区担当委員が参加した。・栗山町長、栗山町議会議長との年末懇談会を12月26日に開催し、17名が参加した。 3. 農業委員会の運営・平成29年4月～平成30年3月までの間に12回の農業委員会総会を開催した。

平成30年度 運営委員会活動計画 1. 農業委員会研修の開催 2. 農業関係団体等との情報交換の強化 3. 農業委員会の運営 4. 「農業経営基盤強化促進基本構想」における利用権設定等促進事業の研究となっております。

(議長)

ありがとうございます。只今、運営委員会より平成29年度の活動報告、平成30年度の活動計画について報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 10 議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転（売買）及び使用貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は 4 件でございます。

番号 1 所在 字〇〇〇708 番地 地目につきましては公簿、現況ともに畑 面積 895 m²他 2 筆 田 2 筆 21,111 m² 畑 1 筆 895 m² 計 3 筆 22,006 m²でございます。譲渡人住所・氏名 栗山町字〇〇〇709 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして、今後、耕作することがないので申請地を譲受人に売り渡したい。譲受人は規模拡大のため買い受けたいとなっています。譲受人住所・氏名 栗山町字〇〇〇847 番地 〇〇〇〇 となっています。

番号 2 所在 字〇〇〇27 番地 1 地目につきましては公簿が畑、現況が田 面積 20,034 m²他 5 筆 計 6 筆 44,420 m²全筆田でございます。譲渡人住所・氏名 栗山町字〇〇585 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして、今後、耕作することがないので申請地を譲受人に売り渡したい。譲受人は規模拡大のため買い受けたいとなっています。譲受人住所・氏名 栗山町字〇〇〇587 番地 〇〇〇〇 となっています。

番号 3 所在 字〇〇903 番地 地目につきましては公簿、現況ともに畑 面積 637 m² 1 筆でございます。貸主住所・氏名 栗山町字〇〇624 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして、基盤整備事業により新たな農地を取得したが、農業後継者である子へ経営移譲しているため、後継者へ貸し付けたい。借主は経営移譲にて父より借り受けしているため申請地を借り受けたい。借主住所・氏名 栗山町字〇〇624 番地 〇〇〇〇 となっています。

番号 4 所在 字〇〇2042 番地 地目につきましては公簿、現況ともに田 面積 2,772 m² 1 筆でございます。貸主住所・氏名 栗山町字〇〇〇850 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして、基盤整備事業により新たな農地を取得したが、農業後継者である子へ経営移譲しているため、後継者へ貸し付けたい。借主は経営移譲にて父より借り受けしているため申請地を借り受けたい。借主住所・氏名 栗山町字〇〇〇850 番地 〇〇〇〇 となっています。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(6 番 塚本)

番号1及び番号2について報告いたします。

譲渡人は、高齢のため今後耕作することがなく、隣接者の譲受人に売買するものであり問題ないと思います。

(1番 藤田)

番号3及び、番号4について報告いたします。

基盤整備事業により新たな農地を取得したものであり、経営移譲している農業後継者への使用貸借であるため問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたが、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1については原案どおり決定いたします。

番号2について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2については原案どおり決定いたします。

番号3について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3については原案どおり決定いたします。

番号4について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号4については原案どおり決定いたします。

日程11 議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 所在 字〇〇766番地2 地目といたしまして 公簿、現況ともに畑 面積 1,912㎡1筆
でございます。貸主住所・氏名 字〇〇766番地1 〇〇〇〇 借主住所・氏名 〇〇3丁目98番地
〇〇〇 転用目的 農業用倉庫建設 永久転用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(8番 寺)

平成30年2月27日 第8回農業委員会後申請書のあった農地法第5条の申請に基づき、平成30年3月22日に中島委員、川崎委員、吉川事務局長、藤沢参与、名内主査同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

申請地は、栗山町役場継立出張所の南側約3.2kmに位置する農用地区域内にある第1種農地であり、申請者より、農業用施設を建設する旨の許可申請があったもので、周囲に被害を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議 長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。
—全員挙手— よって議案第31号は原案どおり決定といたします。

日程12 議案第32号「農用地利用集積計画(案)について」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第32号、農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、意見を諮う。今回は賃貸借7件、所有件移転9件、使用貸借1件 計17件です。

整理番号、29 賃 119-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇40 番地 有限会社 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇238 番地4 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年2月27日 利用権を設定する土地 字〇〇〇647 番地の内 現況、田、面積2,029㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成30年3月30日から平成35年11月30日の4年8カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇円面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、

主な経営作物は水稻で、構成員は男 11 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 120-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇40 番地 有限会社 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇20 番地 〇〇〇 申出年月日 平成 30 年 2 月 27 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇25 番地 9 現況、田、面積 10 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 30 年 3 月 30 日から平成 38 年 11 月 30 日の 8 年 8 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに 〇〇〇〇名義 〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、構成員は男 11 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 所 121-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇58 番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町〇〇4 丁目 25 番地 5 〇〇〇〇 申出年月日 平成 30 年 3 月 1 日 所有権を移転する土地 字〇〇243 番地 1 現況、田、面積 3,582 m²他 8 筆 計 9 筆 21,521 m²全筆田でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成 30 年 3 月 30 日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに 〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成 30 年 9 月 30 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、種子馬鈴薯で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 所 122-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇470 番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇市〇区〇〇〇〇〇9 丁目 2-16 〇〇〇〇〇 申出年月日 平成 30 年 3 月 8 日 所有権を移転する土地 字〇〇〇659 番地 2 現況、田、面積 7,005 m²他 3 筆 田 1 筆 7,005 m² 畑 3 筆 17,012 m² 計 4 筆 24,017 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成 30 年 3 月 30 日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに 〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成 30 年 9 月 30 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、種子馬鈴薯で、家族構成は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 所 123-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇470 番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇975 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 30 年 3 月 8 日 所有権を移転する土地 字〇〇〇123 番地 1 現況、畑、面積 7,084 m²他 3 筆 計 4 筆 11,219 m²全筆畑でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成 30 年 3 月 30 日 対価につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成 30 年 9 月 30 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、種子馬鈴薯で、家族構成は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 所 123-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇926 番地 1 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇975 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 30 年 3 月 8 日 所有権を移転する土地 字〇〇〇127 番地 9 現況、田、面積 1,120 m²他 3 筆 田 3 筆 14,779 m² 雑種地 1 筆 47 m² 計 4 筆 14,826 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成 30 年 3 月 30 日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成 30 年 9 月 30 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、飼料作物で、家族構成は男 1 人女 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 所 124-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇21 番地 1 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇3 番地 〇〇〇〇〇 申出年月日 平成 30 年 3 月 8 日 所有権を移転する土地 字〇〇132 番地 1 現況、田、面積 1,786 m²他 9 筆 田 5 筆 22,623 m² 畑 5 筆 1,881 m² 計 10 筆 24,504 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成 30 年 3 月 30 日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成 30 年 9 月 30 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、種子馬鈴薯で、家族構成は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 所 124-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇145 番地 〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇3 番地 〇〇〇〇〇 申出年月日 平成 30 年 3 月 8 日 所有権を移転する土地

字〇〇141 番地 2 現況、田、面積 399 m² 1 筆でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成 30 年 3 月 30 日 対価につきましては 1 0 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成 30 年 9 月 30 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲、小麦で、家族構成は男 4 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 所 125-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇104 番地 9 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 申出年月日 平成 30 年 3 月 6 日 所有権を移転する土地 字〇〇〇705 番地 1 現況、田、面積 6,118 m² 他 2 筆 田 2 筆 8,068 m² 畑 1 筆 618 m² 計 3 筆 8,686 m² でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成 30 年 3 月 30 日 対価につきましては 1 0 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成 30 年 9 月 30 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、家族構成は男 2 人女 5 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 使 126-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇95 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇71 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 30 年 3 月 5 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇70 番地 1 現況、田、面積 4,684 m² 他 5 筆 田 4 筆 50,973 m² 畑 2 筆 1,895 m² 計 6 筆 52,868 m² でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間 平成 30 年 3 月 30 日から平成 30 年 11 月 30 日の 8 カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱で、家族構成は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 所 127-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇21 番地 3 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇152 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 30 年 3 月 16 日 所有権を移転する土地 字〇〇1710 番地 現況、田、面積 7,904 m² 1 筆でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成 30 年 3 月 30 日 対価につきましては 1 0 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成 30 年 9 月 30 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主

な経営作物は水稲、小麦、大豆で、家族構成は男1人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29所128-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇898番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇891番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年3月16日 所有権を移転する土地 字〇〇〇938番地2 現況、田、面積5,333㎡1筆でございます。利用目的 水田として利用所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成30年3月30日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成30年9月30日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲、小麦、玉葱で、家族構成は男3人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29賃129-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇303番地 有限会社 〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇291番地2 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年3月9日 利用権を設定する土地 字〇〇292番地2の内 現況、畑、面積3,686㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成30年3月30日から平成30年11月30日の8カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物はメロンで、構成員は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29賃130-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇77番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇58番地6 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年3月12日 利用権を設定する土地 字〇〇61番地1 現況、田、面積5,212㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成30年3月30日から平成32年11月30日の2年8カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、家族構成は男4人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29賃131-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇318番地3 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇321番地1 〇〇〇〇〇〇 申出年月日 平成30年3月19日 利用権を設定する土地 字〇〇310番地11 現況、畑、面積5,180㎡他3筆 計4筆 33,679㎡全筆畑でございます。

設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 30 年 3 月 30 日から平成 30 年 11 月 30 日の 8 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲、小麦、大豆で、家族構成は男 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 131-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇324 番地 5 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇321 番地 〇〇〇〇〇 申出年月日 平成 30 年 3 月 19 日 利用権を設定する土地 字〇〇318 番地 6 現況、田、面積 1,379 m²他 7 筆 田 5 筆 23,125 m² 田 3 筆 4,579 m² 計 8 筆 27,704 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 30 年 3 月 30 日から平成 30 年 11 月 30 日の 8 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲、小麦、種子馬鈴薯で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 132-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇377 番地 6 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇379 番地 1 〇〇〇〇 申出年月日 平成 30 年 3 月 20 日 利用権を設定する土地 字〇〇353 番地 1 現況、畑、面積 15,249 m² 1 筆 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 30 年 3 月 30 日から平成 30 年 11 月 30 日の 8 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲、小麦、種子馬鈴薯で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局より賃貸借 7 件、所有件移転 9 件、使用貸借 1 件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。

寺委員退席願います。

(寺委員退席)

整理番号 29 所 124-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 124-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 29 所 124-2 は原案どおり決定いたします。

(寺委員着席)

これからは、整理番号順に審議したいと思います。

整理番号 29 賃 119-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 119-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 119-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 120-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 120-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 120-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 121-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 121-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 121-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 122-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 122-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 122-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 123-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 123-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 123-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 123-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 123-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 123-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 124-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 124-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 124-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 125-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 125-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 125-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 使 126-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 使 126-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 使 126-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 127-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 127-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 127-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 128-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 128-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 128-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 129-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 129-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 129-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 130-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 130-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 130-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 131-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 131-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 131-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 131-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 131-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 131-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 132-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 132-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 132-1 は原案どおり決定いたします。

日程 1 3 議案第 3 3 号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第 3 3 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は 5 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町〇〇4 丁目 47 番地 2 〇〇〇〇 申出年月日 平成 30 年 3 月 12 日 申出地所在 字〇〇29 番地 69 地目は公簿、現況ともに畑、面積 8,722 m²他 4 筆 計 5 筆 33,507 m²全筆畑でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(8 番 寺)

〇〇さんにおかれましては、相続により農地を取得しましたが、今後、耕作することはないため、今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に〇〇〇〇さん、第 2 候補に 有限会社 〇〇〇〇〇〇〇〇 さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として清水委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、清水委員、寺委員よろしくお願ひします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 字〇〇544番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年3月16日 申出地所在 字〇〇545番地 地目は公簿、現況ともに畑 面積3,619㎡他3筆 田3筆47,899㎡ 畑1筆3,619㎡ 計4筆51,518㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(2番 中島)

〇〇さんにおかれましては、高齢のため今後耕作することはないので今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 株式会社 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として木内委員と私で進めていきたいと思ひますので、よろしくご審議お願ひします。

(議長)

はい。只今、番号2について事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員、塚本委員よろしくお願ひします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 栗山町字〇〇419番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年3月19日 申出地所在 字〇〇414番地1 地目は公簿、現況ともに田 面積9,752㎡他10筆 田6筆54,620㎡ 畑4筆3,095㎡ 用悪水路1筆1,098㎡ 計11筆58,813㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺

の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4 番 鳥村)

〇〇〇〇さん所有の農地につきましては、高齢のため今後耕作する予定もなく、農地を売渡したく今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 有限会社 〇〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さん、ということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。只今番号3について事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。それでは、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員、塚本委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 栗山町〇〇3丁目20番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年3月19日
申出地所在 字〇〇24番地1 地目は公簿、現況ともに田 面積4,948㎡他9筆 田9筆22,314㎡
雑種地1筆398㎡ 計10筆22,712㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(15 番 田村)

〇〇〇〇さん所有の農地につきましては、高齢により今後耕作する予定もなく、農地を売渡したく今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇

〇〇さん 第2候補に 〇〇〇〇さん、ということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として藤田委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。只今番号4について事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。それでは、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号4についてはあっせんを可といたしますので、田村委員、藤田委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号5 あっせん申出者 栗山町〇〇284番地5 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年3月19日 申出地所在 字〇〇23番地2 地目は公簿、現況ともに畑 面積2,745他1筆 計2筆3,088.48㎡全筆畑でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4番 鳥村)

〇〇〇〇さん所有の農地につきましては、相続により農地を取得しましたが、今後耕作する予定もなく、農地を売渡したく今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん 第2候補に 〇〇〇〇さん、ということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。只今番号5について事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。それでは、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号5について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号5についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員、塚本委員よろしく
お願いします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終了でございます。続きまして農業団体等の報告に移
りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は4月26日の木曜日 午後7時00分から、現地調査につきましては4月19日木
曜日 午前9時30分から 第3班 笹谷委員、平田委員、桂委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(事務局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前11時00分終了)